

事業計画意見書

令和 6 年 5 月 7 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高願2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) 阿波地域を含め、伊賀市には服部川の水を利用した伊賀米を含めた生産地であり、各地域へ販売され多くの住民が生計されています。この事業計画で地域特産物が減少したと誰が生活保証してくれるのでしょうか？ そんな事業に反対するしかありません。	
理由 (必須) 計画を撤回を求めます。 県の安全基準を満たしているも風評被害は発生し、 現に汚水問題は永年続きます。	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ☒ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 5 月 7 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・ <u>生物</u> 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

計画の撤回を求めます
2033年に産業廃棄物最終処分場閉鎖完了と計画されて
います。浸出処理施設は永久に起動させるという考えが
ない。

伊賀環境サービス株式会社から土地の売却や、倒産等の
やむを得ない事態になった場合、誰が永久保証するのですか？
許可した県が住民の生活環境を守ってくれるのですか？

理由 (必須)

計画の撤回を求めます
自然豊かなこの地域を費やすような、営利を目的とした
施設は作らなくて下さい。住民が住めなくなります。

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 26 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) 現在、この美しい自然の中に暮らしている 我々の生活の中に、廃棄物を持ち込むこと は大反対です。永遠の化学物質と いわれる PFAS の解明もないまま 自然も！大気も！土壌も！壊す事業 は即撤退すべきです。将来の我々の子孫 の安全を守るのは、今の私達でしかありません。	
理由 (必須) 上記の為	

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・ロ 不明）

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 16 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・ 土壌 ・地盤・生物 景観・その他 (汚染)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) 福島原発の廃棄物が琵琶湖の湖畔に持ち込みがマニフェストであったが、阿波に持ち込まれても、色も匂いも無い物を返品出来るのか？ どのようなマニフェストがあるのか？ 検査、	
理由 (必須)	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 5 月 26 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
事業に反対です。	
理由 (必須)	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 5 月 25 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
事業に反対です	
理由 (必須)	
水質、悪臭	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 5 月 25 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
事業に反対です。	
理由 (必須)	
水質・悪臭	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ㊦ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 5 月 25 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
事業に反対です	
理由 (必須)	
大気	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ☒ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 5 月 25 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
事業に反対です。	
理由 (必須)	
水質、悪臭	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和6年5月27日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
事業に反対です	
理由 (必須)	
水質悪臭	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 / 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
事業に反対です 廃物の仕分けは、現実には仕分けを言っているが、無理と思う。	
理由 (必須) マニフェストに廃物の持ち込みの種類を記載しているが、 廃物の仕分けは時間がかかり10トン車を短時間で区別出来る訳がなく 上からカメラ監視しても無理で信用できない。	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 / 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
事業の撤回を求めます。 説明会で処分場の面を平面的な図で説明出来ないので信用できません。	
理由 (必須) 処分場を段々削下してECの汚染があるという。 利益優先の考え。	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 / 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
道路の幅員を広くする。 産業廃棄物トラックの無謀運転し地域住民が苦しむ。	
理由 (必須)	運搬トラックのドライバーに指導すると言っているが、 砂浜から来る運搬トラックは人々から苦しい。お客様であり 指導出来るはずなのに「タラシ」言っている。

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ☒ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 5 月 18 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
① 産廃のタンクが増え近隣住民の生活が迷惑。 ② 産廃の廃材の区分は受入れの値段が高いので受けるので環境破壊に なる。 ③ 説明会の質疑応答で不明点が多い ※ 伊賀環境サービスの事業に反対する。	
理由 (必須)	
① 他府県からタンクは無謀運転して安全管理は無理です。 ② 三重中央開発のようは分別は出来ない、信用出来ない ③ 会社自体が信用の出来ない会社だから買わない。	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ☒ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 5 月 29 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
調整池が小さすぎるのではないかと 満水となれば、24H雨量で どの程度と考えているか?	
理由 (必須)	
満水となり、処理しない水が放流されるのでは?	

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・ロ・不明）

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 2 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限り、ます) 産業廃棄物処理施設の設置に係る事業に 反対です。計画の撤回を求めます。 大気・水質... どの方面からみても反対！ とくに、阿波(伊賀)のすばらしい山里の 景観が損なわれます！	
理由 (必須) 自然の景色・街並み(風景)が悪くなる。 私たちに住民は、景観を守る権利があってもいい！	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和6年6月吉日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

「計画の撤回を求める」

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・ <u>土壌</u> ・地盤・ <u>生物</u> 景観・その他 (政治)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限り、ます。) ○ 既にゆえ、服部川上流の水のきれいな所へ産業廃棄物処理場を 建設するのは、他県では取水しない川へ浄化し 微生物、珪酸、五、塩素による殺菌、空気による攪拌により 果の許可基準に合った水を取らない川へ流している。 ○ それ程、カドミウム、水銀、上素、六価クロム、トリクロロエチレン等が 少ないとあるが、太田川沿いの松原市、堺市、泉南地方、 公明党の強い地域にまで持ってきているのではない。 ○ どうして、服部川上流に持ってくるかは、十分な 理由での説明責任と解答を求める。	
理由 (必須) ○ 陸奥県に見合っただけで、人ばかりでなく、府、県の許可証 を見ているだけで、搬入業者のセーフティにばかりで、性急の業者 への対応にはならない。 解答を求める。	

1 解答を求める
業者様への費用弁済を求めるものがある。
伊賀市側に住民への周知徹底義務を怠ったことへの謝罪と

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ・ハ・ロ・不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 10 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
自然豊かな、美味しい空気、美味しい米、水を汚す、 事業反対です 計画撤回を求めます	
理由 (必須) なぜ大阪府のごみを、持ってくるのですか、 水質を汚しに来るのですか	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ☒ ロ) 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 10 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) 事業に反対です。計画の撤回を求めます。 大塚のごみを美しい自然、豊かな三重の地へ美しい空気、 美しいお米の生産地、ごみを持ってくるのですか？ 孫末代まで、私達能勢守る義務があります。 絶対に反対します。	
理由 (必須) 大塚府能勢町のダウオキシンのニ/枚は、 御免です。地元には何のメリットも有り ません。	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 5 月 28 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類の	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
事業に反対です。 計画の撤回を求めます。 ・国道163号は急カーブが多く、道幅の余裕も少ない。 大型トラックが荷物を積んで何回も通ると、 高齢者にとり運転するのがこわくて心配です。	
理由 (必須)	
・産業廃棄物が阿波地域の中にある高台の山へ 埋立されることにより、川の水や田・畑にも影響が 出てくると思います。長年にどのような有害物質とい き蓄積されるかと思うと将来が心配です。	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ (ロ) ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 5 月 27 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
この事業計画に住民にもマイナスとなる要素は何もない	
理由 (必須)	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 7 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
・ 事業に反対です。 ・ 廃棄物の運搬において、特に上阿波区内 のR163号の交通安全対策が心配です。	
理由 (必須)	
- 平時でも交通量が多い中、集落が密集しており、市道も 無く通行人が多いため、交通事故が心配です。	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ☒ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 10 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他(地域資源)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) 私は産業最終処分場の計画に反対です 私は、地域が豊かな自然を活かし、 「みわトピアプラン」において、地域間交流や 移住定住促進、空き家利活用を進めたいです	
理由 (必須) 産業は地域資源に乏しい。 私は、もっと地域資源を掘り出したいです	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ☒ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 7 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

計画の撤回を求めます。

産業廃棄物処理場へ持込まれるゴミは、どこから
持込まれる物なのか、わかりません。

もし、他府県からの持込みであるのなら、地元での
処理場さがしをするべきである。

理由 (必須)

地元住民の監視がなければ、何が廃棄されるか
わからない為です。

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 5 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・ <u>地盤</u> ・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
事業に反対です。	
理由 (必須)	
集中豪雨等、下流に処理しきれない水が 流れ出る可能性がある為です。	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 5 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
事業に反対です。	
理由 (必須)	
住民も含む方々の監視がなければ何が廃棄物か わからず為です。	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ☒ ロ) 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 7 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
事業に反対です。 事業計画説明会資料に、許可内容に合致しない場合、 返車、返品しますとあるが、信用できない。	
理由 (必須)	
住民らの監視がなければ、何を廃棄されるかわからない為です。	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 16 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

事業に反対です。計画の撤回を求めます。

自然が無くなり、生物がすめなくなり、景観も悪くなります。近年大きな地震が頻繁に起きています。自然が無くなることで、地滑り等の廃棄物露出がおされば、悪臭、水質の汚染など私たち地域住民の生活も脅かす事になります。又施設閉鎖後、廃棄物露出や何らかの問題が起きた場合の対応はどうなるのでしょうか？永久に残る廃棄物に対して、施設閉鎖後なので対応しがねます...。では無責任です。期限なしの永久対応を求めます。

理由 (必須)

阿波は空気がきれいで、景色も良く自然豊かな所です。そこが気に入って生活しています。事業が行われるにあたり、生物がすめなくなり、自然も失われ、気に入っていた景色も失われるからです。

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ☒ ロ) 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 2 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質 (騒音・振動)・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) 事業そのものに反対します。今回の事業計画には、「騒音・振動は、生活環境保全水準を下回る予測結果」とありますが、今まで通ったことの無い大型のダンプが頻繁に出入りするようになれば騒音・振動が大きくなるのは明らかです。実際に大型ダンプを走らせて調べて下さい。	
理由 (必須) 計算上では無く実施した結果が知りたいです。	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ (ロ) ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 9 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動 (悪臭)・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) 計画の撤廃を求めます。 持ち込まれるゴミは安定型産業廃棄物とありますが、それを目視で確認 (4名以上) とありますが、その人達は業者の人だけですか? 有害物質が付着した廃棄物を埋め立てない保証がほしいです。	
理由 (必須) 異臭の恐れもありますが、目視だけでは信用できません。	

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

阿波 030

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 4 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・ <u>土壌</u> ・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) 事業に反対します。埋め立てに使う土は地元の土でしょうか？もしも他所から持ってくるのであれば、土そのものが有害物質を含んだ土の可能性があるのではないですか？	
理由 (必須) 地元の土でないと信用できません。	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 15 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
事業に反対です。 計画の撤回を求めます。	
理由 (必須)	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ☒ ロ) 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 8 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
事業に反対します。 産業廃棄物処理施設は、住民の生活環境に大きく深刻な 影響を及ぼす可能性があると思われる。意見区分にある が、この項目一番大切な健康面への影響。普通の生活が 普通でなければリスクは無視できません。	
理由 (必須)	
上記の理由から 産業廃棄物処理施設の建設に 強く反対します。計画の撤回を求めます。	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ☒ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 10 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) 事業に反対です	
理由 (必須)	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

阿波 034

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 5 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
計画の撤回を求めます。	
理由 (必須)	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 14 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
計画の撤回を求めます	上阿波区の住民には埋立地の直接の影響は少ないものと考えますが、運搬車両の搬入経路は主として国道163号であり、これには騒音及び振動の件から考えますと、目に見えない心理的な状況等も含めて相当な圧迫感があります。地域住民は碎石場の関係から現在に至るまで長年ダンプカーによる前述のような苦痛に耐えてきました。今後さらに大型車両の通行が増える事を考えますと、反対せざるを得ない事態であると考えここに意見書を提出いたします。(なお、私は手に少々病があるため、直筆では無理ですのでご理解下さい)
理由 (必須)	阿波地域は例にたがわず高齢化が大幅に進んでおります。そして各自自家用車で買い物又病院と国道といえども生活道路として利用しています。この国道の利用頻度は大きく日々生活に欠かせません。今後さらに大型車の通行が増える事への懸念があり上記の意見書への理由といたします。

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 17 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
計画の撤回を求めます	
理由 (必須)	
この美しい山里の静かな景観や水質、悪臭などが 人々に与えることは反対です	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ☒ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 17 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
事業に反対です	
理由 (必須)	
この美しいふるこの静かな景観や水質、悪臭などが 人々に与えることは反対です	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ☒ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 12 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・ <u>悪臭</u> ・土壌・地盤・生物 <u>景観</u> ・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
事業に反対です。計画の撤回を求めます。 自然を破壊し展開地の広さからどのくらいか、 もし悪臭とかでたらどう対処されるか？ 疑問です。 意見の区分ごとの対処法をお願います。	
理由 (必須)	
先人から受け継いだ美しい森林を破壊する 景観が悪くなる	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 12 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・ <u>悪臭</u> ・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
事業に反対です。 悪臭・土壌を守る為に安定5品目とそれ以外の 分別が難しい問題です。 作業形態を詳しく説明して下さい 説明が出来なければ 計画の撤回を求めます。	
理由 (必須)	
水質汚染の産廃問題 色々と問題が起きています	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 12 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 (産業物の判断基準)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
持ち込まれに産業物に於て混載・混入・付着 にてこの場合は返品・返車となっているが判断基準を 示しに従業員向けマニュアルを提示して下さい。 事業に反対です。計画の撤回を求めます	
理由 (必須)	
判断基準がないと従業員も処理出来ないのです	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ☒ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 12 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) 事業に反対です。計画の撤回を求めます。 今、農業用水に使用されている水質にサレても 影響が無いと保障が できないのなら、絶対に 撤回して下さい。 農業は大切な産業です。	
理由 (必須) 水質の汚染事故が多数起っている。 (安定型産業廃棄物処理場)	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ (ロ) 不明)

事業計画意見書

令和6年6月12日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

事業に反対です。
水質、大気の汚染、変化によって自然の生物に
影響が少なからず有るということ。
絶対にはないと言いきれない。
景観が悪くなると生物にも悪い影響がでる。

理由 (必須)

自然豊かな環境に及ぼす悪影響。
景観が悪くなる

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 12 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

事業に反対です。安定型産業廃棄物最終処分場で生活環境に悪影響を与えないなら大規模な水処理施設をいっしょに作る必要があるのか？ 悪水が出る可能性が大いにある為作るのではない。水質検査は信用できるのか？ 検査の時だけ問題の無い水を出すこともできる。

理由 (必須)

昨今、大企業でも検査の不正がニュースになっているが初めて聞く、御社のことを信用できない。この事業の為に作った会社だと思われるが、今後の実績や母体はどこか等、信用できる材料も明示する必要があると思う。

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 9 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
伊賀市下阿波字高顔地内に計画されている産業廃棄物最終処分場建設事業に対しては近所も住民、阿波地域住民はもとより、下流住民に対しても水環境に大きな影響を及ぼすことから、「反対と計画の撤回」を求めます。	
理由(必須)	
産業廃棄物最終処分場については、一度埋立てが行われると未来永劫、廃棄物が存在し、その影響が及ぼされることとなります。	
今般の計画に関しては、水質対策として地下水観測場、浸透水採取設備、排水処理設備を設けて管理おとされていますが、観測はとも影響が出た場合の具体的な対策はなく、又、実質的に対応は不可能であると考えます。	
理由(必須) また、事業期間中は水質観測が行われたとしても、2023年8月(計画)の後、未来永劫、水質を管理し、処理設備を稼働させ、対策が講じられるものとは考えられず、住民は後ほど不安に苛まれ続けます。	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

・浸透水にかかる水質検査は1ヶ月に1回との事で、
1ヶ月分の浸透水を貯めておけるヒット容量であるのか？
1ヶ月に1回測定し1ヶ月後に結果を確認の上
排水する様にしてください。

理由 (必須)

・下流域で水を飲んでおりから

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 2 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

「計画の撤回を求めたり。」

水質汚染 (地下水) 土壌汚染・騒音・振動
及び果樹を壊す等、環境汚染を甚だしく助長
する事業に対して 断固として反対したり。

理由 (必須)

計画結果も概ね希望が無く信頼出来ずの下りだし。
今後予想される地政学的リスク、気象リスクについて全く触れ
られていない。汚染事象が発生しているだろう。身体しつかり。

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 2 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ 水質 ・騒音・振動・ 悪臭 ・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
計画の撤回を求めます。 事業を推進する段階、さらに事業を開始した後において、 阿波地区住民に対するメリットが全くなく、悪影響を与えると 予測する。	
理由 (必須)	
○廃棄物による、水質の汚染、悪臭の漂う等がある。 ○搬入車両、工事車両による騒音振動、さらに道路損壊、交通事故等の 懸念される。	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 2 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
計画の撤回を求めます	
理由 (必須)	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 6 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

「事業に大反対します」

理由 (必須)

この手の業者が約束を守ったためしか無いのは他所の現状を見ればあきらかです。

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ 不明)

阿波 050

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 2 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
計画の撤回を求めます	
理由 (必須)	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ☒ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 9 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
計画の撤回を求めます!	
理由 (必須) 条例等の基準をクリアしていても、予測だけカバー出来ず 被害が起る懸念がある。そもそも、現在の生活環境よりも 悪くなるのは明確である。	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ (ロ) ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 10 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
「事業に反対する。」 母条例の環境基準は満たされているものの、すべてはそれ以上の数値であり、本事業が稼働すると実際は排入量の増大などにより、大幅に環境基準を越える事は充分予測される。 結果、地域住民への、悪臭、騒音、鳥類(カラス群)等生活環境に悪い影響を及ぼすものであり、本事業に対し絶対反対する。	
理由 (必須)	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ☒ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 5 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

事業に反対です
山景水明のこの穏やかな阿波の里を
ごみ捨て場にするなんて・・・
事業に絶対反対です

理由 (必須)

- ・期間5年は測定されるものの以降は放棄される恐れもあります。
- ・風水害による水質汚染、悪臭など発生してしまつたら取り返しがつかません。

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ☒ ロ) 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 5 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
反 対	
理由 (必須)	
1. 廃棄物の中に規定外の物が含まれ、飲用水等健康被害の心配 2. 車社会で大型車両通行増で交通事故が心配である	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ☒ ロ ・ 不明)

阿波 055

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 4 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・ <u>土壤</u> ・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限り、ます。) 事業に反対です。計画の撤回を求めます。 土壤汚染や水質汚濁された土地の 影響で、後々人体への健康被害が 出ていると思います。	
理由 (必須) 上記の事から産業廃棄物 処理施設の建設を反対します。	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

阿波 056

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 4 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
反対です。	
理由 (必須)	
健康被害があると怖い為反対します。	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ☒ ロ ・ 不明)

阿波 057

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 4 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
反対します。	
理由 (必須)	
人体への影響が怖い為	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 14 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	①大気・水質 騒音・振動・悪臭・②土壌・地盤・生物 景観・その他 (健康)

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限り、ます。)

事業に反対です。健康被害を与えること
の例として大気汚染に水質汚染があるため
地域住民は、そんな状況の中で常に心配
しながら生活して行かなければなりません。
土壌汚染や水質汚濁された土地の影響で
再び健康被害が生じる可能性もゼロとは言えないと

理由 (必須)

上記の事から産業廃棄物処理施設の
建設を反対します 思います。

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ (ロ) ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 4 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	水質 ・ 騒音 ・騒音・振動・ 悪臭 ・ 土壌 ・ 地盤 ・生物 景観・その他 (健康・環境)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
事業に反対です。計画の撤回を求めます。 環境への影響、粉じんの原因となるのは 粉体廃棄物や溶剤等の揮発性有機 化合物です。また無機ガスを含めた揮発性 物質が周辺環境に漏出する事による臭い の苦情が出てくると思います。	
理由 (必須)	
以上の事から産業廃棄物処理施設 の建設を反対します	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ☒ 不明)

阿波 060

事業計画意見書

令和 6 年 5 月 31 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	①大気・②水質・騒音・振動・悪臭・③土壌・地盤・生物 ④景観・その他 (健康)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
事業に反対です。計画の撤回を求めます。 ○環境への影響 産業廃棄物処理施設は、設置場所の周辺環境に深刻な影響を及ぼす可能性があり、特に廃棄物の処理過程で発生する有害物質や汚染物質が地下水や土壌、大気へ漏れ出すリスクは無視できません。これにより周辺の自然環境や生態系が破壊される恐れがあります。また、周辺住民の生活環境が悪化し、地域の景観も損なわれることが予想されます。	
理由 (必須)	
以上の理由から、私は伊賀環境サービス(株)が計画している産業廃棄物処理施設の建設に強く反対いたします。住民の安全と健康、そして地域の環境と経済を守るために、計画の撤回を求めます。	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 5 月 31 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	☒ 大気・ ☒ 水質・騒音・振動・悪臭・ ☒ 土壌・ ☒ 地盤・ ☒ 生物 ☒ 景観・その他 (健康被害)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) 事業に反対です。計画の撤回を求めます。 環境への影響 産業処理施設はその周辺環境に深刻な影響をおよぼす可能性 があると思います。特に発生する有害物質が土壌や地下水、大気 へ漏れる可能性があり、周辺の自然環境や生態系が破壊される 恐れがあります。又住民の生活環境の悪化と周辺の景観が悪化 が予想されます。	
理由 (必須) 意見で述べた通り、私はこの産業処理施設の計画については強く反対 します。地域の環境破壊、大気汚染、土壌汚染の破壊、住民の健康 を守るために計画の撤回を求めます。	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ☒ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 5 月 31 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 (健康)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) 事業に反対です。計画地のつかりを求めます。 環境への影響・ 産業はる物は設置場所周辺に深刻な影響を及ぼす。 上に健康上にも深刻な影響を及ぼす。水質に及ぼす深刻な こと大となりけり近のつかない事が起きています。	
理由 (必須) 以上の事下重くみて不承はる対し、計画を見直しを求めます。	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 5 月 31 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	① 大気・② 水質・騒音・振動・悪臭・③ 土壌・地盤・生物 ④ 景観・その他 (健康)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
事業に反対です。計画の撤回を求めます。 環境への影響 産業廃棄物処理施設は、その周辺環境に深刻な影響を及ぼす可能性があります。特に発生する有害物質や汚染物質が地下水や土壌、大気に漏れ出すリスクは無視できません。これにより周辺の自然環境や生態系が破壊される恐れがあります。また周辺住民の生活環境が悪化し、地域の景観も損なわれる事が予想されます。	
理由 (必須) 以上の理由から私は産業廃棄物処理施設の建設に強く反対します。住民の安全と健康、そして地域の環境と経済を守るために、計画の撤回を求めます。	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和6年5月21日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	Ⓐ 大気・Ⓐ 水質・騒音・振動・悪臭・Ⓐ 土壌・地盤・生物 Ⓐ 景観・その他 (健康)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
事業に反対です。計画の撤回を求めます。 環境への影響は設置場所の周辺に 深刻な影響をおよぼす可能性があります。 有害物質や汚染物質が地下水や大気に 漏出するリスクは無視出来ません。	
理由 (必須)	
以上の理由から住民の安全と安心を守る ためにも計画の撤回を求めます。	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ・ハ・ロ・不明)

事業計画意見書

令和 6 年 5 月 31 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・ <u>土壌</u> ・地盤・生物 <u>景観</u> ・その他 (健康)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
事業に反対です。計画の撤回を求めます。 環境への影響 産業廃棄物処理施設は、その周辺環境に深刻な影響を及ぼす可能性があります。 特に発生する有害物質や汚染物質が地下水や土壌、大気に漏れ出すリスクは無視できません。 水にその周辺の自然環境も生態系が破壊される恐れがあり、また周辺住民の生活環境が 変化し地価の暴落も懸念される事が予想されます。	
理由 (必須)	
以上の理由から私は産業廃棄物処理施設の建設に強く反対します。 住民の安全と健康、そして地域の環境と経済を守るために計画の撤回を求めます。	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ 不明)

阿波 066

事業計画意見書

令和6年5月31日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 (健康)

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

事業に反対です。計画の撤回を求めます。

環境への影響

産業廃棄物処理施設は、その周辺環境に深刻な影響を及ぼす可能性があります。特に発生する有害物質や汚染物質が地下水や土壌、大気に漏出するリスクは無視できません。

これにより、周辺の自然環境や生態系が破壊される恐れがあります。また、周辺住民の生活環境が悪化し、地域の景観も損なわれることが予想されます。

理由 (必須)

上記の理由から、私は産業廃棄物処理施設の建設に強く反対します。住民の安全と健康、そして地域の環境と経済を守るために、計画の撤回を求めます。

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ・ハ・ロ・不明)

阿波

067

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 1 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
環境保全の確約がないので 事業に反対します。 計画の撤回を求めます。	
理由 (必須)	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

阿波 068

事業計画意見書

令和 6 年 5 月 28 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
事業計画に対して反対です。 将来、処理施設の劣化が心配される、汚濁・汚染物質の漏れなどの対応等 を含め処理終了後の管理を継続して行ってくれるのか	
理由 (必須)	
事業完了後、放置されることが考えられる。	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

阿波 069

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 10 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
産業廃棄物最終処分場事業に反対です。 この提案に反対する理由はいくつかあります。まず、産業廃棄物最終処分場が地域に設置されると、その周辺地域の環境への影響が懸念されます。最終処分場の運営に伴う排出物や排水の処理、そして周辺への臭いや騒音の発生は、地域の住民の生活環境に悪影響を与える可能性があります。特に、廃棄物の埋立作業や運搬に伴う車両の通行が増えれば、交通渋滞や道路の損傷、子供や高齢者の事故などが懸念されます。 さらに、安全性の問題があります。産業廃棄物最終処分場の設置は、地域の地下水や大気、そして生態系に悪影響を及ぼす可能性があります。安全性が保証されない場合、周辺地域の住民の健康や安全が脅かされるおそれがあります。また、南海トラフ地震の発生が懸念されるなか、災害時におけるリスク管理や防災対策も慎重に考慮する必要があります。さらに、最終処分場の設置は地域の景観や自然環境にも影響を与えます。豊かな自然との調和を図ると述べられていますが、実際にはその調和が破壊される可能性があります。自然環境豊かで今では希少となった様々な生物が生息する環境を守ってほしいと考えます。	
理由 (必須)	
上に述べた理由から、事業の撤回を希望します。	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ (ロ) ・ 不明)

阿波 070

事業計画意見書

令和 6 年 5 月 27 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
事業計画において反対です。 処分場の処理終了後の管理は永久に行うのか？	
理由 (必須)	
終了後、管理をせず放置される可能性が非常に	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 / 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
「事業に反対です。」 「計画の撤回を求めます。」 ・大気 物が燃えた時に発生する「大気汚染物質」により人体に有害な物質が含まれており、ぜんそく等人体にも影響を及ぼし健康が損う。 ・悪臭 地域全体にイヤな不快感となり、窓を開、洗濯の外干レバ臭がする。 ・景観 阿波の豊かな緑や自然が失われる。	
理由 (必須)	
生活環境が破壊される。 健康被害が生じる	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ☒ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 1 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) 「事業に反対です」 「計画の撤回を求めます」 ①騒音 交通量が多くなり事故多発 ②振動 道路が傷む ③悪臭 阿波全体が不快なおいを放つ ④地盤 地滑り沈下で景観を損なう ⑤その他 祖先が手塩に掛けた山林を 荒らすことはできません。	
理由 (必須) 山紫水明の阿波の財産を 廃棄物の山にはしないで下さい。	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ☒ ロ) 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 27 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
他字の悪臭の発生防止は困難と推察する	
理由 (必須)	
事業に反対します。	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 / 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・ <u>地盤</u> ・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) 「事業に反対です。」 「計画の撤回を求めます。」 ○ <u>地盤</u> … 搬入経路は農道であるが、重量物に舗装が耐えられず 陥ちている。 道路幅が狭く、住民の生活道路に大型車の往来は 危険を伴い、影響がある。	
理由 (必須) 搬入路である生活道路に悪影響が生じると考えられ、 住民の生活しにくくすると考えられる為	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ) 不明)

阿波 075

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 / 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) 事業に反対します。 計画撤回を求めます。 。産業から排水される地下水等の水質の悪化は 将来に悪影響は与えると思えます。	
理由 (必須) 健康被害を危険と見る為	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ) 不明)

阿波 076

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

絶対に反対です。

計画の撤回を求めます。

悪臭もあると思う。

景観、車も出入が多くなる。

理由 (必須) その山林は皆社が持っていたのでそこに
するが、もっと、民家のなり 遠く山林でなら分りますか
所収にするのは、無理です。

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ☒ ロ ・ 不明)

阿波 077

事業計画意見書

令和 6 年 5 月 27 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
① 搬入経路である市道出走紙渡線は圃場整備で、整備した農道であるため重量物の搬入には舗装が耐えられず、中負が狭いため農業や住民の生活に影響がある。 ② ゴミ埋立に利用する覆土及び土堰堤の土の採取先が不明であり仮に事業計画地隣接の山林から採取するのであれば事業計画区域にいく必要がある。又他から搬入するのであれば今回の環境調査の検討をおべき。 ③ 山林の開荒を行うので大雨時は今よりも流出増となるので流末水路や沉砂池、調整池の整備が必要。	
理由 (必須)	
① 搬入路が生活道路で住民の生活に影響を与える。 ② 他より発生する汚泥等が搬入されるおそれがある。 ③ 大雨により洪水等の心配がある。	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ☒ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 5 月 29 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・ <u>土壌</u> ・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
事業に反対です	
理由 (必須)	
埋め立てによる土壌に影響があり質の変化がおこる 心配がいけない。	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ 不明)

阿波 079.

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 5 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
・「事業に反対です」旨の散見を求めます。 ・長年に渡り産業廃棄物を放置すると、水質の悪化 悪臭の発生が考えらる。 ・一度環境が壊れると、もう元には 戻らない	
理由 (必須)	
・産業廃棄物が東京方面から持ち込まれること 事で、搬入物が資料どおりなのか信用できない。	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ☒ ロ ・ 不明)

阿波 080

事業計画意見書

令和 6 年 5 月 27 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。) この事業に反対します。	
理由 (必須) 埋め立てによる水質の悪化。水源としての上流地の 積任を守りたい。	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

阿波 081

事業計画意見書

令和 6 年 5 月 29 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
私は計画の撤回を求めます。 産廃から排出される地下水等の水質悪化は、 将来にわたって影響を受けると考えます。	
理由 (必須)	
廃棄物の内容が確認出来にくい。	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

阿波 082

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 4 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
水質が年がたつにつれて悪くなるのでは 事業に反対です	
理由 (必須)	将来土壌や水質が悪くなるのでは気がかりです 計画の撤回を求めます

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

阿波 083

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 13 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・ <u>地盤</u> ・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	

この地域に住んでいる私は、昔から親しんできた美しいこの地域の自然が処理場として、汚されてしまうと考えると残念でなりません。計画の白紙撤回を求めます。

廃棄される産業廃棄物は、ゴムくず、金属くずなどの安定型産業廃棄物で埋めても腐敗、溶出、分解の恐れが無いと書かれていますが、言うなれば、何年もこのままの形状で残ると言うことなのですか？もし、台風などの災害で土砂崩れが起こり、下流にこの廃棄物が流れたりしたらどうするのですか。この服部川は一級水系「淀川水系」の属する一級河川であることから、下流で飲み水、農業用水などに使用されている所も多くあると思います。安定型産業廃棄物であるので大丈夫と言われると思いますが、計画を知らない人にとっては、山林に訳も分からないものを埋めていると思われる方がいられると思いますので、少なくとも、大阪湾に流れるまでの下流のこの水を利用している地域への説明と同意が必要だと思います。

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

阿波 084

事業計画意見書

令和6年5月27日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
事業に反対です。早急に計画の撤回を 求めます。	
理由 (必須)	
必要性が全くない。	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

阿波 085

事業計画意見書

令和 6 年 5 月 29 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・ <u>地盤</u> ・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
事業に反対です	
理由 (必須)	
掘削による地盤沈下や土砂崩れが懸念される	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

阿波 086

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 9 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) 「事業に反対です。」 山紫水明の地に処分場を建設することは、 自然的環境及び社会的環境を壊れます。	
理由 (必須)	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

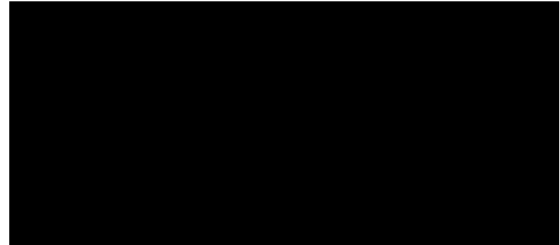
会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

阿波 087

事業計画意見書

令和6年6月9日

伊賀環境サービス株式会社 御中



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社代表取締役 岸田昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	（大気・水質・騒音・振動・悪臭） 土壌・地盤・生物・景観 ・その他（雇用、経済効果）
意見 別紙	
理由 別紙	

(別紙) 伊賀環境サービス(株)が計画する産業廃棄物最終処分場事業計画に対する意見

2024年6月9日

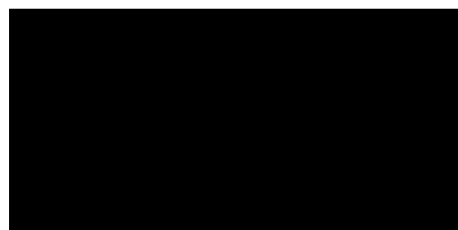
計 画 内 容	質 問
p2 本事業が地域の共生が図られた事業となるよう、施設整備・運用をすることを目的とします	当該最終処分場は、地域にとっては迷惑施設以外の何ものでも無い。基本的には反対であるが、その前提の上で以下あえて質問する。 地域とどのように共生を図っていく所存か、具体的に示していただきたい。
p2 廃棄物処理の広域化	広域化の範囲はどこを指すのか。県外からも搬入されるのか。また、災害廃棄物の受け入れはどのように考えているのか。
p3 石綿含有廃棄物	廃棄物の積み下ろしや、展開検査時、また埋め立て処分時などで、石綿が飛散し拡散しないための具体的な対策は。
p5～6 地下水観測井戸 浸透水観測所	地下水観測井戸は、2 か所設置予定であるが、他に、埋立予定地の北側及び南側にも設置が必要と考える。埋立処分場の周囲・近辺においては、少なくとも4か所において観測すべきである。 毎年1回の測定頻度は少なすぎるので、原則として浸透水と同様に月1回とすべきである。また記録するとあるが、単に記録するだけではなく、測定結果は速やかに公開すべきである。 公開に当たっては、地元と生活環境保全のための協議体を作った上で、定期的に会議を開きその中でまずは公表すべきである。
p9 別紙	臭気に対しても定期的な観測が必要と考える。
p7 搬入管理	計画搬入道路は、生活道路であり、また市道で道路幅員が狭くかつ路盤や舗装厚も十分でないため、日常的な大型車両の通行は原則禁止、若しくは通行制限すべきである。
その他	最終処分場に係る雇用数は何名となるのか。また総事業費及び毎期の運営費を示していただきたい。地元に対する経済効果をどう考えているのか。

事業計画意見書

市道交通計画

2024年6月1日

伊賀環境サービス株式会社 御中



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について、生活環境の保全上の見地から意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	その他〔市道5087号〕

意見

事業計画の概要（13）交通計画に関して、3-3影響の予測及びその評価〈その他配慮事項〉では、市道への対応が簡単すぎる。具体的に運搬経路に係る搬入車両の円滑走行、農耕用車両等の円滑作業に配慮された次の4点を踏まえる事業計画（説明会資料）とされたい

- ①国道と市道の交差点付近の右折溜の設置
- ②市道区間要所における待避所の設置
- ③市道区間内の農業用資材等荷捌所の設置
- ④市道と進入道路の接続（交差点）付近の車両待合所の設置

理由

市道上で行う農作業の荷捌きにかかる従前からの効率を落としたいくない
交通安全確保のための警備員の配備が明文化されていない。

- ・市道は農道との併用路線になっている
〔農道機能を重視した規格であり、大型重車両の頻繁な相互交通が考慮されていない〕
- ・国道は緩く曲線を描いており、津方向には安全確保のための視距が短い
〔津方向には交差点手前の灌木等が視距を減じている〕
- ・市道から国道に出るときの曲線半径が大型車にとっては短い
〔左折用車線の曲線拡幅が大型車用には考慮されていない〕
- ・農業用の低速車両の通行が随時あり、この走行時には搬入車両の頭抑えが生じる

〔トラクター（各種アダッチメント付）、田植機、コンバイン、等〕

・搬入車両1日20台〔繁忙時30台〕が、9～15時間に通行する影響が過小評価されている

〔搬入出車両の最大時通行60台は、1日6時間では、6分に1台の計算になる〕

・農繁期（田植や稲刈等）の資材等の受け渡しが行われ大型車の通行を阻害する

〔苗箱・肥料の畦畔下し、刈取粃キャリーの待ち受け、土壌改良剤の散布、等〕

・路肩は、輪荷重を考慮しない土羽であり、不等沈下を引き起こす

・舗装は、農道規格の簡易舗装であり、耐荷重が低く、亀甲割れを起こす

・搬入車両の開場待停車、荷受待停車等が行われる可能性がある

会社記入欄： 条例第2条第2項第9号の区分（イ・ハ・ロ・不明）

事業計画意見書

獣害対策

2024年6月1日

伊賀環境サービス株式会社 御中

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について、生活環境の保全上の見地から意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	生物 その他〔獣害対策〕

意見

次の4点を踏まえるシカ・イノシシ対応の事業計画（説明会資料）とされたい

- ①シカ・イノシシの処理施設周辺の動向及び施設内への侵入対策
- ②進入道路（処分場専用道路）から農用地に入るシカ・イノシシの防御方法
- ③処理施設周辺でのシカ・イノシシ捕獲の協力
- ④処理場周辺には猟師等が捕獲檻や括り罠を設置しているので、夜間は静寂を旨

理由

事業計画の概要等説明に関して、シカ・イノシシ等の獣害対策が記載されていないため

- ・重瀬地区はシカやイノシシの生息数が多く、侵入容易な林縁では農作物の被害が多い
- ・既設の金網柵が耕地を囲うように連続して設置されているが、開放断点を作りにくい
- ・口頭説明の人柵では、鹿柵に適した高さ、猪柵に適した下部強化等の構造が、不明瞭
- ・覆土の緑化資材に、シカの好む植生、イノシシの好む土壌（ミミズ）が導入されることが多い
- ・夜間に活動するシカ・イノシシの捕獲活動を妨げないための対応
〔人家には静寂であって処理施設に寄せないための警備音や点滅光はこれにあら

ず)

会社記入欄： 条例第2条第2項第9号の区分（イ・ハ・ロ・不明）

事業計画意見書

盛土対策

2024年6月1日

伊賀環境サービス株式会社 御中

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について、生活環境の保全上の見地から意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	土壌・地盤 その他〔盛土対策〕
意見	・緑化資材で裸地を覆う場合は、なるべく在来種を使われたい ・3-3周辺地域に及ぼす影響の予測及びその評価（5）地盤の安定性について、に関して、礫混じり土の内部摩擦角は一般的に$\phi 30^\circ$とされているが、土堰堤の安定計算の検討事件に使う礫混じり砂38°の根拠を示されたい ・土堰堤の盛土材料や覆土は、現地土砂の利用とされているが、採取地はどこか、交通計画（運搬）はあるのか、土質試験をしているのか、締固率はいかほどか、含水率はいかほどか ・1-2事業計画の概要（5）埋立工法がセル&サンドイッチ方式であるなら、覆土を含む廃棄物としての検討条件を再設定し、安定計算をされたい ・同（6）場内使用重機には、盛土（転圧）作業専用重機の記載がないが、盛土管理をどのように行うのか ・地震時円弧滑りの安全率は一般的に1.0と定められているが、1.1あるいは1.2と出来ないか ・人工盛土を安定地山とするには相当長期の時間が必要と考えるが、管理を担保するため、100年間ほどの調査〔経過観察〕を求めたい ・盛土の予期せぬ崩落等、万が一の場合に、復旧のための必要費用を基金に積み立てられたい
理由	

地盤の安定性（盛土の安定性）について、検討に使う数値の評価条件が不明で、安定計算結果の安全率等の数値に、不安が払拭できない

会社記入欄： 条例第2条第2項第9号の区分（イ・ハ・ク・不明）

事業計画意見書

地域共生

2024年6月1日

伊賀環境サービス株式会社 御中

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について、生活環境の保全上の見地から意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	その他〔地域共生〕
意見	地域共生活動を明記・明示した事業計画（説明会資料）とされたい ①地域社会に寄り添う企業活動 区（自治会）活動や自治協活動への参加を図られたい ②小・中学校生への教育活動、地域住民への啓発活動 持続可能な社会の実健のための産業廃棄物処理の在り方を啓発されたい 環境教育、環境学習の場としての取組みを明示されたい ③試験研究 再生エネルギーや資源エネルギーの具体的な研究活動を明示されたい ④所有林の森林整備 水源地機能（水源涵養・土砂流出防備・等）の増進のための間伐等を行われた い ⑤大規模災害時に備える防災拠点施設としての位置 防災拠点施設として有意義なものとは、何をもって有意義とするのか 防災拠点として有意義な施設は、具体的には何を想定しているのか 事業計画のどこに拠点整備の記載があるのか、いつ構想（計画）を発表するの か ⑥事業所〔処理施設等〕の広報活動〔情報開示〕 会社活動の経緯、処理量の変遷、設備の更新、等を適宜開示されたい
理由	

事業計画の概要の「事業の社会的意義」に関して、「循環型社会の形成に向け、(略)地域の共生が図られた事業となるよう、施設整備や運営することを目的」と記載されているが、総論や理念のみで、具体的な各論や実施計画・設備計画等が欠如しているため

会社記入欄： 条例第2条第2項第9号の区分（イ・ハ・ロ・不明）

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 14 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

事業計画に反対します
事業

理由 (必須)

生活環境をおびやかす問題です

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ☒ ロ) 不明)

阿波 093

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 19 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
返対	
理由 (必須) 「本事業が地域の共生が図られる事業となるよう」と書かれていますが、 具体的内容がよく理解できない	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

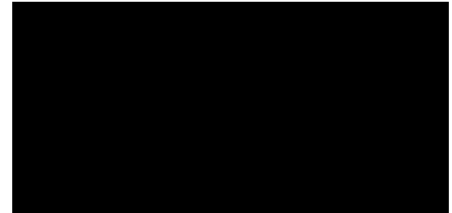
会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ (ロ) 不明)

事業計画意見書

排水計画

2024年6月1日

伊賀環境サービス株式会社 御中



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について、生活環境の保全上の見地から意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	水質 その他〔給排水計画〕
意見	運搬車両の洗浄水は、処分場内の水処理施設での対応処理とされたい 処理施設を集水域とする表面水は、地下浸透水と同様に水処理施設を経て排水されたい 水源とする簡易水道の給水制限（渇水規制）が掛かれば、操業を控えられたい 新設井戸は地元同意なく削井しないこと
理由	事業等説明会資料に給水計画や排水計画の記載がない タイヤ洗い場の給水施設や汚水処理が不明 露天での車上検査・展開検査時、及び夕刻の覆土敷設前は、降雨に晒されるため 暴風雨時なら、なおさら廃棄物を経た汚水の遠方飛散・拡散が懸念されるため 地域住民の生活水の確保を優先させるため

会社記入欄： 条例第2条第2項第9号の区分（イ・ハ・ロ・不明）

事業計画意見書

令和6年6月18日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
地下水の水量の分り反社、	
理由 (必須)	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ☒ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 8 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
「事業に反対です」 「計画の撤回を求めます」	
理由 (必須)	
大気汚染	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ) 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 25 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気 (水質) 騒音・振動 (悪臭) (土壌) 地盤 (生物) 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
事業に反対します。	
理由 (必須)	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ (ロ) ・ 不明)

阿波 098

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 15 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
事業に反対します。騒音、悪臭、景観、風評など全ての面で生活環境が悪くなる恐れがある。	
理由 (必須)	
先祖から受継いできた静かできれいな農村。この環境を将来に残したい。	

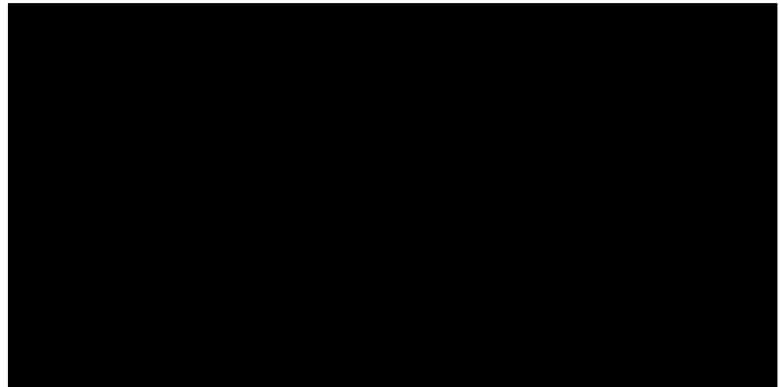
提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 8 日

伊賀環境サービス株式会社 御中



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他（ ）
意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。） 事業には反対で 環境への影響が問題です	
理由（必須） 土地のイメージを悪化させるのでは	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分（ イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明 ）